令和８年度狭あい道路４級基準点設置測量委託

調布市　都市整備部　まちづくり推進課

委　託　設　計　書

	設計者		照査		係長		課長補佐		課長	

令和8年度 一般会計	款	40土木費	項	10道路橋りょう費	目	15道路新設改良費	節	12委託料
施工（実施）箇所	調布市布田1丁目から染地1丁目までの各地内						工事(委託)番号第14号	

令和8年度狭あい道路4級基準点設置測量委託

委　託　費　　￥　　－

	委　託　費　計	￥　－
内訳	消費税相当額	￥　－

工期（実施期間）　令和　9　年　3　月　12　日

調　布　市

施工（実施）理由	狭あい道路拡幅整備事業推進のため、対象地内の4級基準点の設置を行うものです。
設計説明	委託内容
	・4級基準点測量[市街地(乙)・平地]　　219　点

令和８年度狭あい道路４級基準点設置測量委託箇所図（延長計算）

(1) 332m
(2) 337m
(3) 701m
(4) 241m
(5) 200m
(6) 204m
(7) 101m
(8) 117m
(9) 75m
(10) 282m
(11) 545m
(12) 495m
(13) 712m
(14) 176m
(15) 108m
(16) 225m
(17) 472m
(18) 687m
(19) 121m
(20) 139m
(21) 329m
(22) 180m
(23) 344m
(24) 367m
(25) 81m
(26) 195m
(27) 198m
(28) 252m
(29) 106m
(30) 523m
(31) 327
(32) 454m
(33) 377m
(34) 120m

※拡大図参照

（凡例）

- 狭あい道路
- ４級基準点設置路線（10,123m）
- 既存の基準点網
- ４級基準点設置区間延長計測の起終点（34路線）

［件　　名］

委　託　総　括　書

［委託業務名］

委託項目・工種・種別	内容（数量）	金　　額　円	摘　　要
測量委託（１）			
基準点測量	一　式		
基準点測量	一　式		
４級基準点測量	一　式		第　　１号表内訳のとおり
打合せ協議	一　式		第　　２号表内訳のとおり
直接調査費			
電子成果品作成費	一　式		第　　３号表内訳のとおり
直接経費計			
技術管理費（精度管理費）	一　式		第　　４号表内訳のとおり
直接測量費計			
諸経費			
委託価格計			
消費税及び地方消費税の額			
委託料計			

［委託名］測量委託（1）

第　1号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
4級基準点測量						
4級基準点測量						
4級基準点測量		219	点			

調　　布　　市

［委託名］測量委託（1）

第　2号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
打合せ協議						
打合せ協議						
打合せ	中間打合せ１回	1	業務			

調　　布　　市

［委託名］測量委託（1）

第　3号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
電子成果品作成費						
電子成果品作成費		1.0	式			

調　　布　　市

［委託名］測量委託（1）

第　4号

種　別　内　訳　書

種　別・細　別・内　訳	形　状・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額　円	摘　要
技術管理費（精度管理費）						
技術管理費（精度管理費）		1.0	式			

特　記　仕　様　書

1　総則

(1)　本特記仕様書は、「令和８年度狭あい道路４級基準点設置測量委託」に適用する。

(2)　本委託は、この仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局制定の「測量委託標準仕様書」「東京都公共測量作業規定」、国土交通省制定の「測量成果電子納品要領」によるものとする。

ただし、東京都仕様書中に「東京都」「都」「知事」とあるところは、「調布市」「市」「市長」と読み替えるものとする。

(3)　打合せ協議については「業務着手時」、「中間打合せ」及び「成果品納入時」は原則として主任技術者が立ち会うものとする。

(4)　電子情報の取り扱いに関して、受託者は、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」及び「東京都サイバーセキュリティ対策基準」（令和 6 年 2 月 22 日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより市が被害を被った場合には、市は受託者に損害賠償を請求することができる。市が請求する損害賠償金額は、市が実際に被った損害額とする。

(5)　環境配慮について

受託者は、業務において環境法令を遵守するとともに、以下の事項を遵守すること。

ア　電気の使用抑制等の省エネルギーに努めること。また、再生可能エネルギーの利用に努めること。

イ　ごみの排出削減、リサイクルの推進、紙の使用量削減、プラスチックの使用抑制に努めること。

ウ　使用・購入する物品は、グリーン購入等の環境負荷ができるだけ少ないものを選ぶよう努めること。

エ　移動等で自動車を使用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）」第３４条に規定する低公害・低燃費車の使用及びアイドリングストップ等のエコドライブの実施により、エネルギー使用抑制に努めること。なお、ディーゼル車を使用する場合は、環境確保条例第３７条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。また、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(6)　受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が１００万円以上の業務について測量調査設計業務実績サービス（ＴＥＣＲＩＳ）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完了時

は業務完了後１０日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、ＴＥＣＲＩＳに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から１０日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、ＴＥＣＲＩＳより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

(7)　業務実施に先立ち、現地を十分に調査して「作業計画書」を作成し、監督員の承諾を得ること。

(8)　その他、特記なき事項及び疑義が生じた場合は、監督員との協議により決定するものとする。

２　実施箇所・実施期間

(1)　実施箇所

東京都調布市布田１丁目から染地１丁目までの各地内

(2)　実施期間

契約締結日の翌日から令和９年３月１２日まで

３　業務目的

本業務は、狭あい道路の道路中心線及び後退線図を作成する際に行う測量に必要な４級基準点の設置を目的とする。

４　業務内容

(1) ４級基準点測量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１９点

４級基準点は、別図の狭あい道路全線の測量が可能な箇所に設置する。標示物は金属標とし、Ｌ形側溝もしくは街渠等アスファルト以外の構造物への設置を基本とする。

(2) 打合せ協議（着手前・中間・成果物納入時)・・・・・・・・・・・・・・・・・・１業務

５　成果品の提出

本委託の提出すべき成果品は次のとおりとする。ただし、作業内容を変更又は一部省略した場合は、監督員との協議により、成果品を変更又は省略することができる。

(1) 4 級基準点測量

①観測手簿（データコレクターによる観測リスト等）　1 部

②計算簿　1 部

③平均図　1 部

④成果表　1 部

⑤点の記　1 部

⑥基準点網図（出力図）　1 部

⑦品質評価表　1 部

⑧測量標の地上写真（点の記に添付）　1 部

⑨成果数値データ　1 部

⑩点検測量簿　1 部

⑪メタデータ　1部

⑫各電子データ（オリジナルデータ及びSXF）1部

⑬その他の資料（監督員の指示による）　1部

(2) その他

成果品の納入に際しては、A版を標準とし、紙筒、ファイル綴り、箱等に整理するものとする。なお、成果品の納入後に、内容に不備が認められた場合は、速やかに請負者の責任において修正するものとする。